

**畜舎等に係る基準の特例の細目の一部を改正する件（案）について**

令和 6 年 1 月  
消 防 庁 予 防 課

**1. 改正理由**

- 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和 3 年法律第 34 号。以下「畜舎特例法」という。）では、畜産業の国際競争力の強化を図ることを目的として、畜舎及びその付随施設（以下「畜舎等」という。）の建築に係る負担を軽減するため、一定の要件を満たす畜舎等について、建築基準法令の基準を緩和している。  
消防庁では、畜舎特例法の趣旨も踏まえて、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）第 32 条の 3 において、一定の要件を満たす畜舎等について、消防法令に定める消防用設備等の技術基準を緩和する特例（以下「特例基準」という。）を定めている。
- 今般、農林水産省において、「規制改革実施計画」（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）に基づき実施された畜舎特例法の対象へ追加を希望する施設等についてのアンケート調査等の結果を踏まえて、畜舎特例法の対象となる畜舎等のうち、畜産業用倉庫に保管できる物資として「鶏卵その他の畜産物又はその加工品」を追加することとされた。
- こうした畜舎特例法の取扱いと同様に、特例基準が適用される畜舎に付随する保管庫に保管できる物資として「鶏卵その他の畜産物又はその加工品」を追加するため、畜舎等に係る基準の特例の細目（令和 4 年消防庁告示第 2 号。以下「畜舎告示」という。）について所要の改正を行うものである。

**2. 改正内容**

- 畜舎特例法では、その対象となる畜産業用倉庫について、畜産業用倉庫の用途に供する部分に保管しても防火上支障がない物資並びに畜産業用車庫の用途に供する部分に保管しても防火上支障がない車両及び当該車両に付随する物資を定める件（令和 5 年農林水産省・国土交通省告示第 1 号。以下「共管告示」という。）で定める防火上支障がない物資以外のものは保管しないことを要件としており、今般、共管告示が改正され、防火上支障がない物資として「鶏卵その他の畜産物又はその加工品」が新たに追加される見込みである。

- 消防法施行規則でも、特例基準が適用される畜舎に付随する保管庫に保管できるものは、「防火上支障がない物資及び車両として消防庁長官が定めるもの」とされており、畜舎告示において、共管告示で定めるものと同じ物資等を定めている。
- 特例基準が適用される畜舎に付随する保管庫に「鶏卵その他の畜産物又はその加工品」を追加したとしても、火災危険性が特段高まる訳ではないと考えられることから、共管告示と同様に、畜舎告示に定める物資に「鶏卵その他の畜産物又はその加工品」を加えることとする。

### 3. 施行期日等

公布日・施行期日：令和6年2月下旬

※共管告示と同日公布・施行とする。